

仕 様 書														
件 名	暖房用温水循環ポンプ取替役務	作 成 日	令和 5 年 1 月 1 6 日											
		所 属	対馬駐屯地後支隊営繕班											
		作 成 者	防 衛 技 官 山 根 嘉 彦											
1 総 則 本仕様書は、「暖房用温水循環ポンプ取替役務」について適用する。 2 場 所 長崎県対馬市厳原町棧原 3 8 陸上自衛隊 対馬駐屯地 3 概 要 4 7 号建物機械室内の温水循環ポンプの取替を実施する。温水循環ポンプについては、下表の型番を参考型番とし、同等品以上とする。 <table><tr><td>名 称</td><td>メーカ－</td><td>規 格</td><td>数 量</td><td>備 考</td></tr><tr><td>温水循環ポンプ</td><td>エバラ</td><td>65MS265.5B</td><td>1 台</td><td>三相200V 60Hz 5.5Kw</td></tr></table> 4 一 般 事 項 (1) 本役務実施に当たり、本仕様書に明記無き事項については担当官の指示によるほか、技術的に当然すべき事項については、請負者の責任において調整実施すること。 (2) 本役務における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には十分注意を払うものとし、汚破損等させた場合は速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において原形に復旧すること。 (3) 請負者は、契約後速やかに作業実施日を担当官と調整し、工程表等を提出すること。 (4) 本役務の写真は、着工前、施工中、完成時等その他担当官の指示するところを撮影し、写真帳（A 4 カラー）に整理し、1 部提出すること。 (5) 本役務では原則として、駐屯地内の上下水、電力の使用はできない。使用する場合は、メーター等を設置し使用料を支払うこと。 (6) 施工場所及び指定された場所以外の無断立入及び写真撮影は禁止する。 (7) 本役務において発生材（金属屑等）が発生する場合は、担当官の指示する場所に集積し、発生材調書を提出すること。 (8) 本役務において産業廃棄物が発生する場合、請負者の責任において適切に処分すること。また、最終処分完了後、マニフェストE 票（写）を提出すること。 (9) 施工前に現地確認（原寸及び規格等の確認）を行うこと。 (10) 請負者は現場の整理整頓、清掃を実施すること。 (11) 本役務に使用する材料は、再生用品を除きすべて新品とし、カタログ等を提出し担当官の検査を受け合格したものを使用すること。また、使用する材料については全て出荷証明書を提出すること。 (12) その他疑義が生じた場合は担当官と調整し実施すること。 5 特 記 事 項 (1) 配管、圧力計類は既設を使用すること。 (2) 施工完了後、試運転を実施し異常がないことを確認すること。					名 称	メーカ－	規 格	数 量	備 考	温水循環ポンプ	エバラ	65MS265.5B	1 台	三相200V 60Hz 5.5Kw
名 称	メーカ－	規 格	数 量	備 考										
温水循環ポンプ	エバラ	65MS265.5B	1 台	三相200V 60Hz 5.5Kw										
1 / 2														